

## 農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第10条に基づき農用地利用集積計画(一括方式)を行うにあたり、利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、農用地利用集積計画(一括方式)による農地中間管理機構(公益財団法人高知県農業公社)からの賃借権の設定等に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに公益財団法人高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和7年1月30日

農地中間管理機構  
公益財団法人高知県農業公社

### 1 農用地利用集積計画(一括方式)の概要

申請年度・番号	賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
1 6年 第265号	高知市春野町弘岡上字猪ケ内	1090	3年
2	高知市春野町弘岡上字猪ケ内	1091	3年
3	高知市春野町弘岡上字猪ケ内	1092-イ	3年
4	高知市春野町弘岡上字猪ケ内	1092-ロ	3年
5	高知市春野町弘岡上字川原畑	2342	3年
6	高知市春野町弘岡上字川原畑	2343-1	3年
7	高知市春野町弘岡上字川原畑	2349	3年
8	高知市春野町弘岡上字川原畑	2350	3年
9	高知市春野町弘岡上字川原畑	2357-1	3年
10	高知市春野町弘岡上字川原畑	2358-1	3年
11	高知市春野町弘岡上字川原畑	2358-4	3年
12	高知市春野町弘岡上字川原畑	2359-1	3年
13	高知市春野町弘岡上字川原畑	2360	3年
14	高知市春野町弘岡上字川原畑	2370-4	3年
15	高知市春野町弘岡上字川原畑	2378	3年
16	高知市春野町弘岡上字川原畑	2379	3年
17	高知市春野町弘岡上字川原畑	2380	3年
18	高知市春野町弘岡上字小田	2459	3年
19	高知市春野町弘岡下字木ノ瀬	14-4	5年
20	高知市春野町弘岡下字木ノ瀬	15-4	5年
21	高知市春野町弘岡下字木ノ瀬	16-4	5年

### 2 縦覧期間・方法

令和7年1月30日(木)から令和7年2月6日(木)まで  
機構ホームページに掲載

### 3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中  
郵送又は持参とし縦覧期間満了日までに必着

### 4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52  
公益財団法人高知県農業公社

### 5 意見聴取の対象となる利害関係人

農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について  
意見のある方